資料２

「（仮称）流山市こどもの権利条例」の「目的」、「基本理念」について

１　「目的」の規定について

「（仮称）流山市こどもの権利条例」を策定する目的を、以下（１）、（２）を踏まえて規定する

（１）先行自治体で目的に盛り込まれている主な内容

・こどもの権利保障の前提となる法令の尊重や具現化

・こどもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体（一人の人間）として尊重することの明確化

・条例により実現したいまち

（２）流山市こども計画の基本的な考え

「流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します」

（３）事務局案

この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号。）、日本国憲法およびこども基本法（令和４年法律第 77 号）その他関連する法令に基づき、こどもの権利を保障するとともに、市の責務並びに市民等、保護者およびこども関係施設等の役割を明らかにすることにより、今と未来のすべてのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して幸せに生きることができる、こどもにやさしいまちを実現することを目的とします

参考：アンケート、ヒアリング調査での関連する意見等

・「あなたやあなたの周りで、守られていないことがあると感じるこどもの権利を全て教えてください」という質問に、「守られていない権利はない」と回答したこどもは約２割で、約８割のこどもは「守られていないことがあると感じている権利がある」ことがわかった。【アンケート】

・若者の居場所では、支援者から、「条例には、こどもの個性や価値観を尊重すること、相談しやすい人や場所へ継続的につながれることを保障する視点が必要」という意見があった。【若者の居場所／ヒアリング】

２　「基本理念」の規定について

条例の基本的な考え方を示す「基本理念」を、以下（１）を踏まえて規定する。

（１）先行自治体が基本理念に盛り込んでいる主な内容

・子どもの権利条約の一般原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）の保障

・こどもが権利の主体であること

（２）事務局案

こどもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします

①こどもは、大切な命が守られ、心身ともに健やかに成長し、発達のために必要な支援を受けることによって、将来にわたって幸せに生きることができること

②こどもに関係するあらゆることについて、こどもの今と未来にとって最もよいことが常に第一に考えられ、実現するよう、こどもとおとながともに考えること

③こどもは、一人ひとりの年齢や発達の段階、状況等に応じて、自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）がさまざまな方法で聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること

④こどもは、どのような理由であってもいかなる差別も受けず、一人の人間として権利の主体であることが尊重され、自分らしく生きることができること

参考：アンケート、ヒアリング調査での関連する意見等

・アンケート調査では、「大切だと思うこどもの権利をすべて教えてください」と尋ねたところ、「命が守られ、のびのびと成長したり、安心して生活できること」と回答したこどもの割合が最も高く、次に「差別されたり、悪口を言われたり、安心して生活できること」だった。

・重症心身障害児通所施設では、「○×カード」を使用したり、支援者がこどもの代弁者となる形でヒアリングを実施した。支援者からは、「改めてお子様の気持ちを読み取る難しさや意思決定支援の大切さを感じました」という意見があった。【障害児通所施設／ヒアリング】

・たまに親から他人と比べられることに嫌悪感を感じる。【若者の居場所/ヒアリング】